

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（11名）

1 番	_____	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾 豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤 墳 理君	6 番	_____
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田 功君
9 番	角 田 寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早野博文君	副町長	片岡兼男君
総務課長	藤塚康孝君	企画調整課長	小川裕司君
税務課長	桐山裕次君	健康福祉課長	酒井明美君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	岡野文紀君
建設課長	多賀 靖君	都市計画課長	小森俊宏君
産業課長	小竹武志君	上下水道課長	藤江和明君
会計管理者兼 会計課長	北村嘉彦君	消防主任	廣瀬太佳夫君
教育長	和田 満君	学校教育課長	藤塚正博君
生涯学習課長	川瀬桂一郎君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	青木隆一	書記	石川敦詞
書記	小藪友香		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第5号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

（1）垂井町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正

(2) 垂井町障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部改正

(3) 垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正

(4) 垂井町子ども・子育て会議条例の一部改正

日程第3 議 第 6 号 垂井町巡回バス運行条例の一部改正について

日程第4 議 第 7 号 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第5 議 第 8 号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第6 議 第 9 号 垂井町国民健康保険条例の一部改正について

日程第7 議 第 10号 町道路線の認定について

日程第8 議 第 11号 指定管理者の指定について

日程第9 議 第 12号 令和5年度垂井町一般会計予算

議 第 13号 令和5年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議 第 14号 令和5年度垂井町公共下水道事業特別会計予算

議 第 15号 令和5年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算

議 第 16号 令和5年度不破郡介護認定審査会特別会計予算

議 第 17号 令和5年度垂井町介護保険特別会計予算

議 第 18号 令和5年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算

議 第 19号 令和5年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算

議 第 20号 令和5年度垂井町水道事業会計予算

日程第10 議 第 26号 副町長の選任について

日程第11 議会議案第1号 垂井町議会の個人情報保護に関する条例の制定について

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（富田栄次君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

初めに、感染症の予防のため、今定例会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。なお、飛沫感染防止対策を講じています演壇及び議長席においては、マスクを外しての発言を可としております。御理解を賜りますようお願いいたします。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、9番 角田寛君、10番 木村千秋君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

○議長（富田栄次君） 日程第1、諸般の報告を行います。

開会中に検査結果の報告が1件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

日程第2 議第5号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- (1) 垂井町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正
 - (2) 垂井町障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部改正
 - (3) 垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正
 - (4) 垂井町子ども・子育て会議条例の一部改正
-

○議長（富田栄次君） 日程第2、議第5号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第5号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第6号 垂井町巡回バス運行条例の一部改正について

○議長（富田栄次君） 日程第3、議第6号 垂井町巡回バス運行条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第6号 垂井町巡回バス運行条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第7号 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（富田栄次君） 日程第4、議第7号 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第7号 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第8号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（富田栄次君） 日程第5、議第8号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第8号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第9号 垂井町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（富田栄次君） 日程第6、議第9号 垂井町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第9号 垂井町国民健康保険条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第10号 町道路線の認定について

○議長（富田栄次君） 日程第7、議第10号 町道路線の認定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第10号 町道路線の認定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第11号 指定管理者の指定について

○議長（富田栄次君） 日程第8、議第11号 指定管理者の指定についてを議題といたします。
第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第11号 指定管理者の指定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第12号 令和5年度垂井町一般会計予算

議第13号 令和5年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第14号 令和5年度垂井町公共下水道事業特別会計予算

議第15号 令和5年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算

議第16号 令和5年度不破郡介護認定審査会特別会計予算

議第17号 令和5年度垂井町介護保険特別会計予算

議第18号 令和5年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算

議第19号 令和5年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算

議第20号 令和5年度垂井町水道事業会計予算

○議長（富田栄次君） 日程第9、議第12号 令和5年度垂井町一般会計予算から議第20号 令和5年度垂井町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

これら9案については、予算審査特別委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長 藤埴理君。

〔予算審査特別委員長 藤埴理君登壇〕

○**予算審査特別委員長（藤埴 理君）** ただいま一括議題となりました議第12号 令和5年度垂井町一般会計予算から議第20号 令和5年度垂井町水道事業会計予算までの9議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、今定例会第1日の会議において設置され、議案の付託がなされた後、3月8日から10日までの3日間にわたり委員会を開催し、執行部担当所管から説明を聴取するなどして慎重に審査をいたしました。

そして採決の結果、本委員会に付託されました9議案について、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決するものと決定した次第でございます。

なお、附帯意見として、次の事項について十分留意して取り組まれることを求めるものであります。

我が国においては、景気は緩やかに持ち直している。しかし、不安定な社会情勢により物価が高騰するなど、先行きは見通せず、国民生活や経済活動への影響の長期化が懸念される。また、少子化による人口減少が進んでいる中、垂井町が目指す子育て支援の実現に向けて、その対策と若年層の転出抑制、転入促進を積極的に取り組まなければならない。

こうした状況の中、本町では令和5年度の町税が増収見込みとなるものの、エネルギー価格の高騰により町施設の光熱水費が増加するなど、財政負担が大きくなる傾向が見られる。

このことから、各種事業の遂行に当たっては、垂井町第6次総合計画に基づき、各課が連携し、計画的かつ効果的な予算執行に努められるとともに、町民の声を広く聞き、持続可能なまちづくりに向けて取り組まれない。

以上、予算審査特別委員会の審査報告といたします。

○**議長（富田栄次君）** これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより9案に対する討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は一括して起立により行います。

9案に対する委員長の報告は、いずれも可決すべきものとなっております。

議第12号から議第20号までの令和5年度各会計予算は、これをいずれも委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

総員起立であります。よって、各案はいずれも委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議第26号 副町長の選任について

- 議長（富田栄次君） 日程第10、議第26号 副町長の選任についてを議題といたします。
朗読を省略し、提案者の説明を求めます。
町長 早野博文君。

[町長 早野博文君登壇]

- 町長（早野博文君） 議第26号 副町長の選任につきましては、片岡兼男現副町長から、令和5年3月31日をもって退職したい旨の申出があり、これを受理いたしました。
したがいまして、後任に藤塚康孝総務課長を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これより採決に入ります。
お諮りいたします。

議第26号 副町長の選任については、これを同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第11 議会議案第1号 垂井町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

- 議長（富田栄次君） 日程第11、議会議案第1号 垂井町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。
朗読を省略し、提案者の説明を求めます。
議会運営委員長 後藤省治君。

[議会運営委員長 後藤省治君登壇]

○議会運営委員長（後藤省治君） ただいま上程されました議会議案第1号 垂井町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案説明をさせていただきます。

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から法の適用を直接受けることになることから、本町においても、令和4年12月16日開会の第6回垂井町議会定例会において垂井町個人情報保護法施行条例が可決され、制定されたところであります。

しかし、改正後の個人情報の保護に関する法律においては、国会や裁判所が保有する個人情報は適用外とされており、その整合を図るため、地方公共団体の議会についても適用対象から除外されています。

したがって、垂井町議会が保有する個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定め、個人の権利利益を保護することを目的とした新たな条例を制定する必要があることから、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、垂井町議会の個人情報の保護に関する条例を制定するため、議会の議決を求めるものです。

それでは、条例の内容について順次御説明を申し上げます。

1ページ目を御覧ください。

本条例につきましては、第1章から第6章までの章立てとしておりますので、目次を定めるものでございます。

次に、2ページ上段からの第1章は、総則といたしまして、第1条から第3条に条例の目的や定義、議会の責務について規定しています。

次に、4ページ最下段からの第2章は、個人情報等の取扱いに関する規定でございまして、第4条から第16条にかけて、個人情報の保有の制限等と利用目的の明示、利用及び提供の制限や、仮名・匿名加工情報の取扱いに係る義務等について規定しております。

次に、10ページ中段の第3章は、個人情報ファイル等に関する規定でございまして、第17条から第19条にかけて、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知や個人情報ファイル簿の作成及び公表、個人情報取扱事務の登録及び閲覧について規定しております。

次に、13ページ中段からの第4章、開示、訂正及び利用停止に関する規定でございまして、第20条から第32条までを第1節として開示について、また20ページ上段の第33条から第39条までを第2節として訂正について、21ページ最下段の第40条から第45条までを第3節として利用停止について、24ページ上段の第46条から第48条までを第4節として審査請求について規定しています。

次に、25ページ上段から第5章、雑則として、第49条から第54条において適用除外や個人情報の適正な取扱いの確保などについて規定しており、26ページ上段からの第6章、罰則では、第55条から第59条において罰則の規定を設けるものであります。

附則といたしまして、第1項は施行期日でございます。

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7

号に掲げる規定の施行日、令和5年4月1日から施行することを規定しております。

第2項は、この条例及び垂井町個人情報保護条例の廃止に伴う個人情報取扱事務の登録等に係る経過措置について規定しております。

第3項は、この条例の施行日に保有しております個人情報ファイルへの、この条例の規定を適用する際の読替えについて規定しております。

第4項は、この条例の制定に伴い、垂井町情報公開等審査会条例の一部改正を行うものでございます。

お手元に配付いたしました新旧対照表を御覧ください。

第1条は審査会の設置、第2条は用語の定義、第3条は審査会の所掌事務、第6条は審査会の調査権限等について規定しております。

新旧対照表2ページにありますとおり、議会の個人情報保護条例第47条の規定による開示請求等の審査請求に関する諮問に対する答申及び第52条の規定により個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な意見を聞くことが必要であるときの諮問に対する答申につきまして、町の実施機関と同様に垂井町情報公開等審査会の所掌事務とし、その他関係する規定を整備するものでございます。

以上が、議会議案第1号 垂井町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての提案説明でございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議会議案第1号 垂井町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって令和5年第2回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前9時26分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 富 田 栄 次

会議録署名議員 角 田 寛

会議録署名議員 木 村 千 秋